

広島県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和七年二月三日までの間、縦覧に供する。

令和七年一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道浜田仁保線	安芸郡府中町桃山二丁目五五〇五番六地先から 安芸郡府中町青崎中五六六五番一地先まで	令和七年一月二日